

木造住宅耐震改修補助金の代理受領制度を導入しています！

代理受領制度とは…

市が交付する補助金について、申請者（住宅所有者）に代わって、耐震改修を実施した業者が受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は改修から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、改修に係る立替費用の負担が軽減されます。

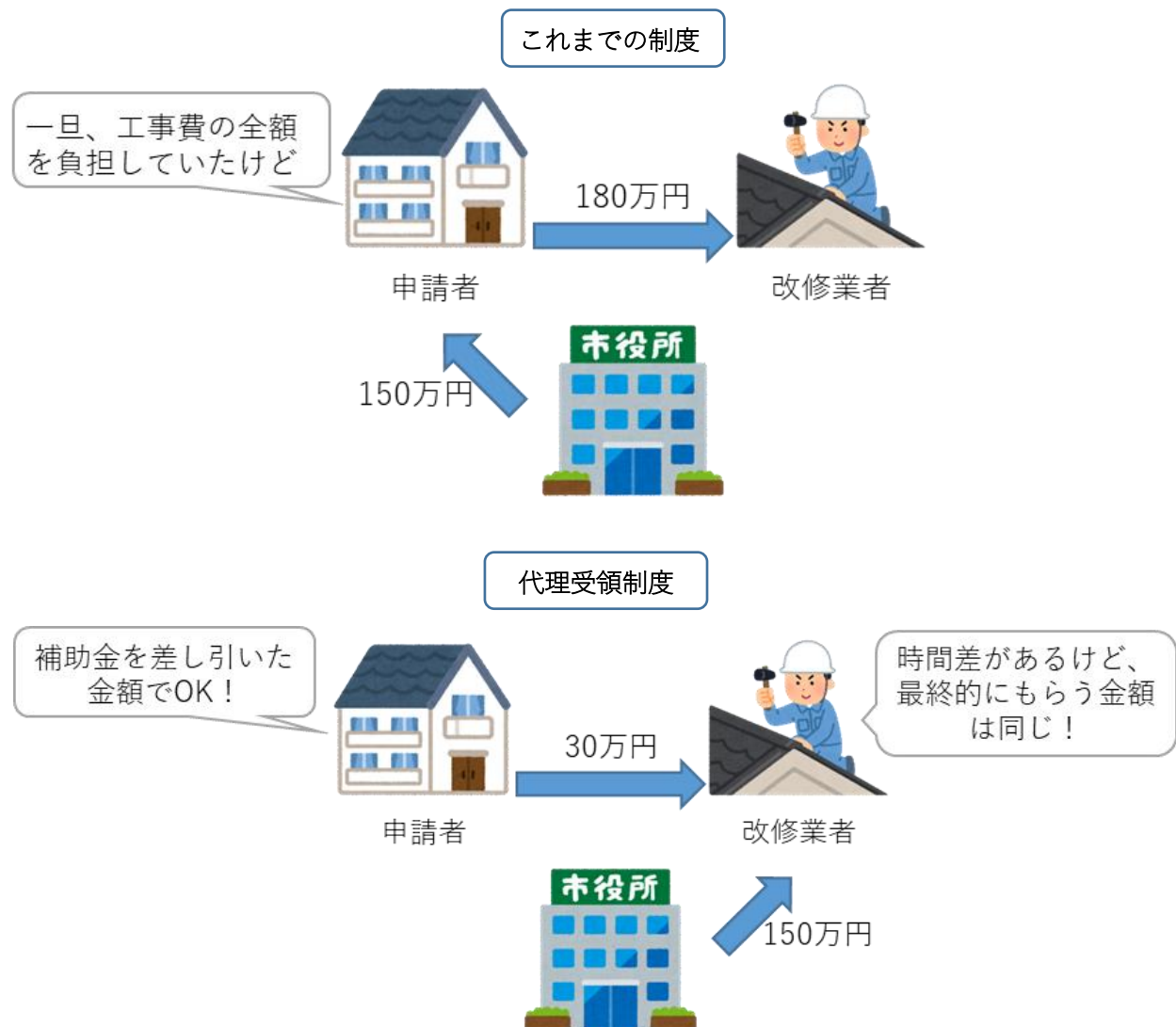
※契約・着手前の補助申請のみ受け付けることに変更はありませんのでご注意ください。

※代理受領できるのは、申請者との契約による耐震改修を実施した業者に限ります。

※代理受領者の同意が必要です。

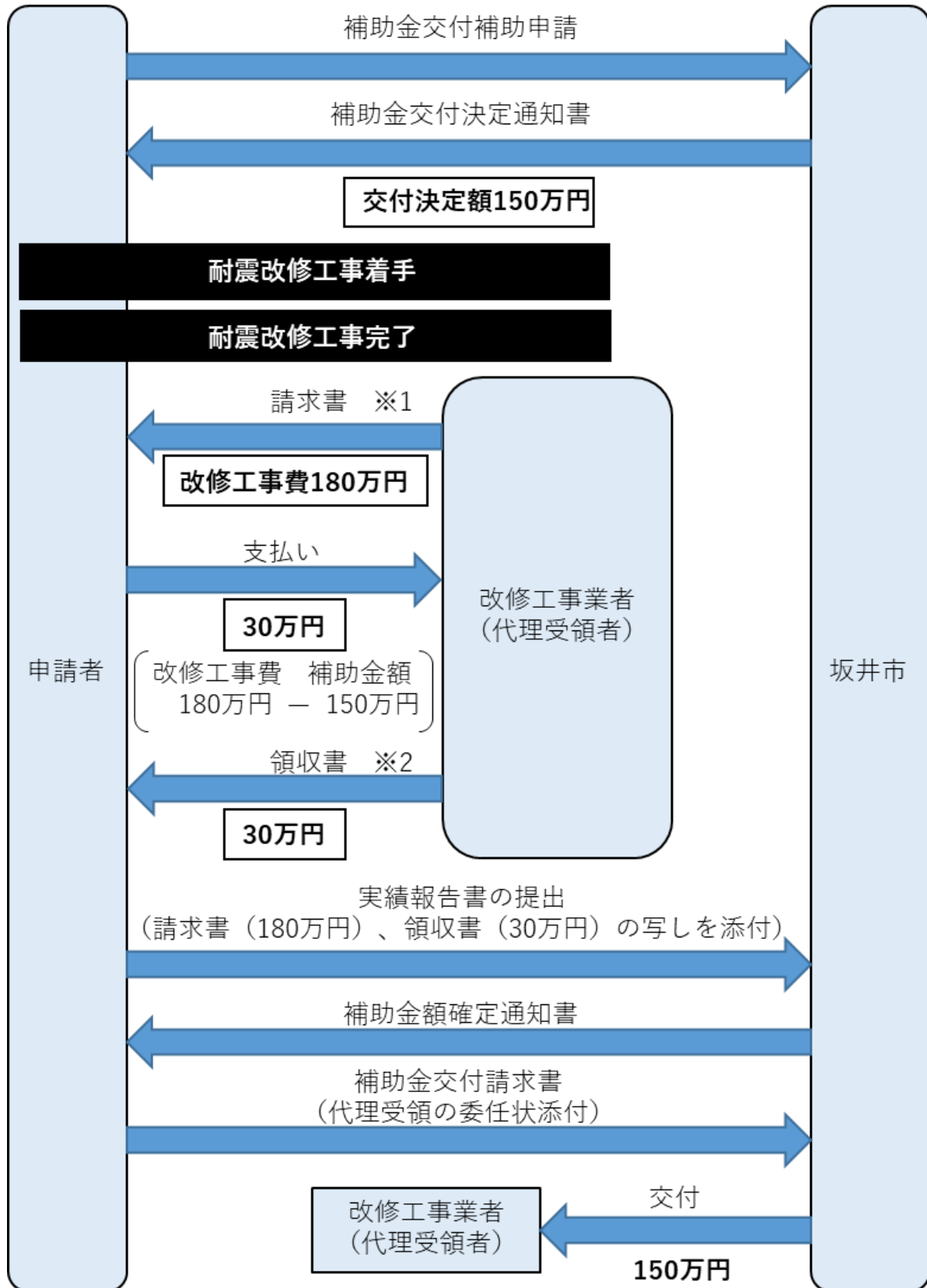
（例）耐震改修工事費が 180 万円で、補助金額が 150 万円の場合

○改修業者が代理受領者になる場合



※どちらの制度を利用するかは申請者の方で選びいただけます。

代理受領の場合の補助金支払いの流れ
(改修工事費 180 万円、補助金額 150 万円の場合)



※1 請求書は、申請者宛に工事費の全額で発行してください。
※2 領収書は、申請者が直接支払った額で発行してください。

注意! 業者の方にとっては
補助金相当額分の工事費が
支払われる時期が遅くなります!